

令和6年度 第2回 南島原市入札監視委員会 会議次第

開催日時	令和7年1月16日(木)午後2時00分～午後4時00分
開催場所	南島原市役所 西有家庁舎 3階 大会議室
審議内容	<p>1. 開会</p> <p>2. 抽出案件の審査・質疑応答</p> <p>①グリーンロード加津佐線舗装整備工事(内野工区)</p> <p>②西有家小学校校舎トイレ改修工事</p> <p>③身延水源さく井工事</p> <p>④老朽管更新詳細設計業務委託(口之津)</p> <p>⑤市道雲仙線道路改良工事(舗装工)</p> <p>⑥準用河川東川維持工事</p> <p>⑦市道南島原自転車道線整備工事 有家川橋 外1橋 橋桁製作</p> <p>3. 質疑案件</p> <p>①今回の最低制限価格の改正で、建設工事のランダム係数が±0.5%→0~1.0%へ改正された理由は何でしょうか。</p> <p>②建設コンサルタント等業務の最低制限設計価格は設計金額の80%とされているが、入札の多くは90%中ばでの競争となっており最低制限価格はあまり意味をなしていません。理由は何でしょうか。</p> <p>4. その他</p> <p>5. 閉会</p>

出席者 (委員)  (南島原市)	委員長 梅本 義信	委員 中村 良治
	委員 本田 博徳	委員 岩本 公明
	副市長 山口 周一	
	総務部長 米田 伸也	
	総務部 管財契約課	
	課長	大崎 玄勝
	検査班長	林田 満志
契約班長	楠田 真典	
契約班	本多 美和子	
農林水産部 農村整備課		
課長	濱田 秀人	
農地防災班長	永田 恭教	
農地防災班	松本 祥吾	
教育委員会 教育総務課		
課長	佐々木 航	
教育施設班	天本 宗則	
環境水道部 上下水道課		
課長	河合 金吾	
企画整備班長	林田 直幸	
建設部 建設課		
課長	川口 泰司	
自転車道路整備班長	本田 正幸	
建設改良班	田中 宏和	
維持防災班長	伊藤 哲朗	

【議事】

意見・質問事項	回 答
<p>1. 開会</p> <p>2. 抽出案件の審査・質疑応答</p> <p>①グリーンロード加津佐線舗装整備工事(内野工区)</p> <p>【抽出理由】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・入札者 7 者のうち、5 者が辞退となっている。各社の辞退理由を知りたい。</li></ul> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・質疑無し。</li></ul> <p>②西有家小学校校舎トイレ改修工事</p> <p>【抽出理由】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・5 者中4者が失格したが、いずれも最低制限価格を3～8百万円と大きく下回っている。理由は何でしょうか。</li></ul> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・土木に比べて建築は積算にかなりばらつきが出ることが多い事は分かっているが、今回の場合、最低制限価格を下回ってる。ランダム係数等の問題じゃなく、最低制限価格そのものをかなり下回ってるため少し気になった。直接工事費と、それに伴う共通費で差が出たんじゃないかと思うが、直接工事費でどの程度差が出ているのか。</li></ul>	<p>【担当課】業務概要の説明</p> <p>【事務局】入札方式及び結果等の説明</p> <p>【担当課】業務概要の説明</p> <p>【事務局】入札方式及び結果等の説明</p> <p>【教育総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・直接工事費は資料を最後のページに添付しておりますが、直接工事費は建築工事、電気設備工事、機械設備工事の3工種だったため3種類</li></ul>

<p><b>【委員】</b> ・現場管理費と一般管理費。これは積み上げがあるのか、率を掛けるのか。</p> <p><b>【委員】</b> ・率は公表なのか。</p> <p><b>【委員】</b> ・計算式を公表しているのであれば。</p>	<p>に分けて、実際の内訳書の通りに計上しておりません。括弧の 92.59%は、設計額に対する最低制限価格の按分で計上しています。</p> <p>直接工事費を見ると、市の設計よりプラスマイナス 10%以上の差となったのが、A 社の建築工事及び合計、C 社の建築工事、以上の 2 業者だけでした。</p> <p>ただし、共通費の中に共通仮設費と現場管理費、一般管理費等ありますが、市の設計額の最低額とプラスマイナス 10%以上差があるところを確認しましたが、A 社は全てにおいてプラスマイナス 10%以上の差、B 社は一般管理費及び合計、C 社は共通仮設費、D 社が共通仮設費と一般管理費及び合計、E 社も全てでした。</p> <p>A 社が落札に至った要因としては、直接工事費の建築工事においては、高い金額で応札されていましたが、共通費が 10%以上低く抑えられていたため、総合的には落札に至ったと考えられます。全体的に見ると、直接工事費というよりも共通費の算定で差異が出た事が大きく影響しているのではないかと考えます。</p> <p>また、参考資料等においては、採用基準を明示し、公表されている計算式や定数については、全て明示しています。しかし、工種によってかかってくる直接工事費は明示しておりません。</p> <p><b>【教育総務課】</b> ・今回の工事は、共通仮設費の積み上げではなく率になります。</p> <p><b>【教育総務課】</b> ・率は公表してます。率というか計算式を公表しています。</p> <p><b>【教育総務課】</b> ・直接工事費を外さなければ、そこにログや指数の計算にはなるんですが。あとは工期も明示し、定数や計算式も公表してますので、積算は可能</p>
---	--

<p><b>【委員】</b>  ・言われるように、B社とD社は普通に考えれば外しようがない。率がある程度計算式で出ているのになぜそういう形になっているのか。  落札するために金額を下げるというのは分かる。直工から計算して出てきた金額から最低制限価格を出す。そこにランダムをかけたときの上限を採用するのか、下限を採用するのか、それだけだと思うが、どうしてこのような金額になるのか普段のやりとりの中で業者へ聞けるものなのか。</p> <p><b>【委員】</b>  ・土木より難しいということですね。</p> <p><b>【委員】</b>  ・直工で500万円違う。そういう差はどういうところから来ているのか。</p>	<p>だと思います。</p> <p><b>【教育総務課】</b>  ・少し補足ですが、直接工事費をその計算式に当てはめて共通費を出した場合、逆にA社はオーバーし、B社とD社の額が落札額に入ります。なので計算があてれば、この2社は本来範囲内に入ると思われますが、その計算が違ったのではないかと推測されます。業者が計算に当てはめられたのか、頑張るために落とされたのかは不明です。市としては、出せる根拠資料は明示しているため、業者側の積算積み上げや、落札するために考えがあて少し下がったのではないかと考えます。</p> <p><b>【事務局】</b>  ・4月から共通費の算定式が変わっています。今回の工事が4月の公告のため、旧基準で算定している可能性があります。</p> <p><b>【事務局】</b>  ・土木と違って、建築営繕関係の工事については積算がかなり難しいと思われます。</p> <p><b>【事務局】</b>  ・工事費が高額の場合、数パーセント違うだけで差が大きくなります。特に今回の工事は金額が大きいため差が大きくなったと推測されます。</p>
---	---

<p>【委員】 ・県が直接決めてる単価か。</p> <p>【委員】 ・それは常用的に使ってる単価ではなくて、見積等で取っている単価ですか。常用的に使ってる単価は多分公表してると思うが。</p> <p>【委員】 ・単価というのはなにかと積算してするような単価と考えるが。施工歩掛の未公表分ということか。</p> <p>【委員】 ・例えば鉄材を加工したときに何と何とで、これは幾らになるというのは公表してない。そういうところで差が出ると思うが。</p>	<p>【教育総務課】 ・出てくるとしたら、公表できない県の単価のただけです。</p> <p>【教育総務課】 ・県単価は建築で積算システム上の複合単価等がありますが、その単価は公表できません。契約後であれば開示請求で開示はできますが、入札閲覧書、参考資料では明示できないようになっています。</p> <p>【事務局】 ・県のリビックの単価は、国の標準歩掛があって、それからの単価です、県は歩掛自体は公表してあります。</p> <p>【教育総務課】 ・歩掛から作られています、あとは資材単価や、人数等、そこに長崎県の実情を踏まえて独自に長崎県で作っている単価です。ただし歩掛を用いて作っているという事ではあるが、その単価については非公表です。</p> <p>【教育総務課】 ・戻りますが、直接工事費を大きく外されてるとこは A 社と C 社の建築。C 社でも建築を外されて 10%以上マイナスが出てますが、その誤差も 50 万から 70 万ぐらい。A 社は 110 万円。プラス 10 何%ぐらいで入れられている。なので、今回の差の要因としては共通費が 1 番大きいのではないかと思います。</p>
--	---

<p><b>【委員】</b> ・共通費というのは、要するに計算で出するため、基本的にパソコンで処理すれば変わるはずない。なので、そこは意識的に変えていく可能性があるが、計算式で出してイコールで書くわけじゃない。</p> <p><b>【委員】</b> ・担当者の方は、自社が幾らで入札したかというのは見ることが出来るが、金額は会社の方針で決まるため、自分が積算した額と違ってくというのは個人的にはわかる。</p> <p><b>【委員】</b> ・制限付一般競争入札だが、わざとはずしているとしか考えられない。</p> <p><b>【委員】</b> ・以前は従事する技術者を事前に届けてもらっていた。そういうことをしてでもいいぐらいの金額だと思うが。</p> <p><b>【委員】</b> ・直工はそのままで共通費にしか触れず、どこでどう調整するか。落札したら困るというやり方の時にこういうことがある。</p> <p><b>【委員】</b> ・皆さん共通費を落としてきてると思う。直工に対して、そういう計算式にしたときに、それからどれだけ落としているか。</p>	<p><b>【教育総務課】</b> ・それは聞かないとわかりませんが、ある業者さんがその後来られた際、応札意欲があった旨の発言をされていました。</p> <p><b>【教育総務課】</b> 何か、どうしても取れない理由があったのかまでは把握はできていません。</p> <p><b>【事務局】</b> ・一般競争入札ですのでやはり応札意欲があるところが参加していると思います。その中で、何か事情があったのかと。ちょっとあえて外すのはなかなか難しいと思われます。</p> <p><b>【事務局】</b> ・発注金額としては大きいですね。</p> <p><b>【事務局】</b> ・最近はそういう例はないんでしょうが。</p>
---	--

<p><b>③身延水源さく井工事</b></p> <p><b>【抽出理由】</b> ・設計違算とあるが、何をどう間違っ、その理由は何か。</p> <p><b>【委員】</b> ・1%当りという、あたりのもとになるものは何か。</p> <p><b>【委員】</b> ・業者が本来の説明を読み取れなかったという事か。</p> <p><b>【委員】</b> ・どちらとも取れたという事は問題。</p> <p><b>【委員】</b> ・これだけ違うかのだからわかりそうなものだが。</p>	<p><b>【担当課】業務概要の説明</b></p> <p><b>【事務局】入札方式及び結果等の説明</b></p> <p><b>【事務局】</b> ・今回応札された 7 者のうち、単価に0.3を掛けた業者は 4 者、単価に 30 を掛けた業者が 3 者となっております。これは入札額からみると開きがあり、応札があった 7 者うちの半分は単価に 30 を掛けたり、0.3 を掛けたりとなったためと考えられます。</p> <p><b>【事務局】</b> ・経験的に専門の業者はその辺はわかるのではないか。</p> <p><b>【上下水道課】</b> ・ただもう、縦覧設計書を素直に読んだときに、30 というのが、読み取れなくもないため、誤解を招いたと考えております。</p> <p><b>【事務局】</b> ・どちらとも取れたということです。</p> <p><b>【上下水道課】</b> ・素直に見ると 30 を掛けてしまう。体験的に分かれてる方は 0.3 を掛けられているようです。</p> <p><b>【事務局】</b> ・1 者だけだったらまだわからないが、半分に割れているので、それはもう誤解を招きやすい表現であったと思います。</p>
--	---

<p><b>④老朽管更新詳細設計業務委託(口之津)</b></p> <p><b>【抽出理由】</b> No.35 の入札では超過 3 者、失格 4 者で不落となっている。上下に別れた原因は何か。 再入札No.48 は最低制限価格付近に固まっている。</p> <p><b>【委員】</b> ・設計委託で仮設計画が大変そうだとか、工事施工計画書が大変そうだとかというのは、コンサルの時にもそういうことを踏まえて増額等ないのか。現場条件とか。単純に諸経費4割とかそれだけか。</p> <p><b>【委員】</b> ・ということは業者の努力に関係するのか。</p> <p><b>【委員】</b> ・先ほどの話と一緒に、超過してまで出して、落札したくないと言っているのか。</p> <p><b>【委員】</b> ・指名されたから、間違っても取りたくないと言った諸経費を上げてきたという風になるのかなと。だから外されたんでしょうが。</p>	<p><b>【担当課】業務概要の説明</b></p> <p><b>【事務局】入札方式及び結果等の説明</b></p> <p><b>【上下水道課】</b> ・この部分で、住宅地であるとか、そういった事での補正はあるんですが、今回設定したところでは、南島原市としては 50 戸として多いんですが、一般的に見ると戸数としては標準的なため増額は有りません。</p> <p><b>【事務局】</b> ・ただ失格者があるということは、それだけ応札意欲がある業者もおられます。</p> <p><b>【事務局】</b> ・今回は指名競争入札になるので応札されていると思います。</p>
--	--

<p><b>⑤市道雲仙線道路改良工事(舗装工)</b></p> <p><b>【抽出理由】</b>  ・類似工事とみなす基準及び同工事を無効とする理由につき説明を求める。  ・類似工事適用で2者が無効となっている。落札候補者1はNo.30の類似工事と思われるが、重複する業者は1者のみ。落札候補者2は同一入札日の舗装工事に当該業者はいない。類似工事の選定について伺いたい。</p> <p><b>【委員】</b>  ・同一工種の考え方を間違えてました。</p> <p><b>【委員】</b>  ・類似工事というのは今日答えていただいた種類になるのか。</p> <p><b>【委員】</b>  ・以前、同一日に入札を行うこと、同種の発注工事であることと聞いていたようだったので。</p> <p><b>【委員】</b>  ・舗装なら舗装、土木なら土木という事ではなくて。</p> <p><b>【委員】</b>  ・舗装と土木と持つてる会社が結構いるということか。</p>	<p><b>【担当課】業務概要の説明</b></p> <p><b>【事務局】入札方式及び結果等の説明</b></p> <p><b>【事務局】</b>  ・資料「類似工事における受注機会拡大の運用について」を添付しておりますが、土木類の10工種があります。その中で土木系の舗装や、水道施設も同じ土木類として類似工事の適用としております。また、ランクは同じランクで設定し、今回は土木Bランクで設定しております。</p> <p><b>【事務局】</b>  ・条件は変わっておりません。同一日、同一工種です。同種とは土木系の10工種、建築系の19工種です。</p> <p><b>【事務局】</b>  ・はい。土木であれば10工種を類似適用します。</p> <p><b>【事務局】</b>  ・そうです。</p>
---	---

<p><b>⑥準用河川東川維持工事</b></p> <p><b>【抽出理由】</b> ・落札者以外の6者はいずれも予定価格を大きく超過しており、落札額との乖離も大きい。理由は何か。</p> <p><b>【委員】</b> ・これは直接工事費はほぼ同じ。では、共通費のところ、何が違っているのか。仮設費等か。</p> <p><b>【委員】</b> ・現場管理費か。</p> <p><b>【委員】</b> ・応札意欲の問題か。</p> <p><b>【委員】</b> ・仮設工事は積算か。</p> <p><b>【委員】</b> ・実費精算か。</p>	<p><b>【担当課】業務概要の説明</b></p> <p><b>【事務局】入札方式及び結果等の説明</b></p> <p><b>【建設課】</b> ・直接工事費についてはほとんど変わりません。間接工事費の中で、現場管理費、一般管理費等は金額が多く出されています。</p> <p><b>【建設課】</b> ・そうです。一般管理費と現場管理費、業者においてそれぞれで額が違います。その上で調整をしているのではないかと思います。</p> <p><b>【事務局】</b> ・今回は指名競争入札ですので、業者の中には、応札意欲や現場状況も関係しているのではないかと思います。</p> <p><b>【建設課】</b> 仮設工事が必用な為、その関係が大きいのではないかと推測されます。</p> <p><b>【建設課】</b> ・積算です。工事用道路とあとは水替工。</p> <p><b>【建設課】</b> ・仮設は基本的に市の方で参考で出させていただいて、実際は現場で、何かあれば協議をするという流れで通常は行っております。</p>
---	--

<p><b>【委員】</b> ・仮に作った積算では計上しているのですね。</p> <p><b>【委員】</b> ・あとは現場管理費と一般管理費で業者の受注意欲が低い事が要因か。</p> <p><b>【委員】</b> ・進入路等の関係か。</p> <p><b>【委員】</b> ・このような進入路の時に、仮定の形で作っているのか。例えば用地はここを借りているから、ここで作れると。</p> <p><b>【委員】</b> ・用地交渉はまだその時は終わっていないのか。</p> <p><b>【委員】</b> ・普通そこまですれば、あとは積算できるはずだが。</p>	<p><b>【建設課】</b> ・計上しています。</p> <p><b>【建設課】</b> ・そういうふうには考えられると思います。</p> <p><b>【事務局】</b> ・特に河川はこのような案件が多いです。</p> <p><b>【建設課】</b> ・そうです。進入路もありますし、その工事現場に行く仮設、工事用道路も必要になってきますので。</p> <p><b>【建設課】</b> ・そうです。こちらの方で1番近いところ、入りやすいところを含めて、場所選定を行っております。</p> <p><b>【建設課】</b> ・この現場については事前に現場の確認は取って行っております。</p>
---	---

<p>⑦市道南島原自転車道線整備工事 有家川橋 外1橋 橋桁製作</p> <p>【抽出理由】 ・設計違算とあるが、何をどう間違っ、その理由は何か。</p> <p>【委員】 ・今回は担当課が間違っということか。あるいは業者が表を見間違えたとことか。</p> <p>【委員】 ・担当課の誤りか。</p> <p>【委員】 ・業者が表では確認することが出来なかつたことか。</p> <p>【委員】 ・なぜ間違えるのか。</p> <p>【委員】 ・どこに明示するのか。</p>	<p>【担当課】業務概要の説明</p> <p>【事務局】入札方式及び結果等の説明</p> <p>【事務局】 ・添付資料に当初設計と設計変更後とあるんですけど、四角で囲ってあるところに表示をしておりました。</p> <p>【事務局】 ・はい。設計の誤りです。</p> <p>【建設課】 ・その分の表示が本来であれば自動的に出てる部分であると捉えており、表示されていると思っておりましたが、実際はこういう形で表示されていなかった為、積算できないという事になりました。</p> <p>【事務局】 ・2回目は表示をして、積算しております。</p> <p>【事務局】 ・今回の場合、算定すべきかすべきじゃないかというのが、本来は設計書に明示するようになっていますが、今回の設計書にはそれが明示されてなかったためです。</p> <p>【事務局】 ・設計書の共通費、現場管理費の欄に対象外とするべきものは×と記載する。当初はそれを対象</p>
---	--

<p><b>【委員】</b> ・業者の金額が違ってたのか。</p> <p><b>【委員】</b> ・積算書が対象としてたのが、その分を引いたのか、諸経費の対象としてたのか。</p> <p><b>【委員】</b> ・建材的にわかればよかったんだろうが。これはメタルか。</p> <p><b>【委員】</b> ・件数が少ないから積算書を見る機会が少ないので、そういう時は注意をして。自分がしたことないのは特に積算の機械で出た分は信じてしまう。</p> <p><b>【委員】</b> ・縦覧の時にチェックをしてなかったと。</p>	<p>とするという表記に読み取れます。設計書に×と記載して対象外としておけば、その分が安くなりますが、対象外の表記が出ておらず、業者の設計が正しく出来ませんでした。</p> <p><b>【事務局】</b> ・諸経費を対象とするかしないかで金額は変わってきます。</p> <p><b>【建設課】</b> ・基本的に自動的に表示がなされるものと思い込んでおりました。しかし、実際は入力が必要がありました。それによるミスです。</p> <p><b>【建設課】</b> ・この表示がないことによって、その時点で金額が違ってきます。</p> <p><b>【建設課】</b> ・鋼げたです。</p> <p><b>【建設課】</b> ・通常の金額が入った積算では表示をされているため、金額を抜いたときにも同じような形で表示されると認識しておりました。</p> <p><b>【建設課】</b> ・縦覧のチェックが漏れておりました。</p>
--	---

<p><b>【質疑内容①】</b></p> <p>・今回の最低制限価格の改正で、建設工事のランダム係数が±0.5%→0～1.0%へ改正された理由は何か。</p> <p><b>【委員】</b></p> <p>・結果的にプラスマイナス 0.5%となり、差は変わらないのになぜこのような変更をしたのか。</p> <p><b>【委員】</b></p> <p>・最低制限価格を 90 から 92 にあげるといふのと、考えは一緒、連動してるわけですね。</p> <p><b>【委員】</b></p> <p>・最低制限価格を上げることになるんですね。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>・令和 6 年 4 月 1 日付けで最低制限価格の設定に係る公開ランダム係数の範囲を「0.995 から 1.005」だったものを「1.000 から 1.010」に改正を行いました。このランダム係数の範囲については、各自治体が独自で設けるものでありますが、長崎県の公開ランダム係数が「1.000 から 1.010」であり、また近隣市の状況を精査した結果、本市では「1.000 から 1.010」に改正を行うよう決定しました。</p> <p><b>【事務局】</b></p> <p>・ランダムを 0.995 からとすると下回ることとなります。92%を上限とし下げないようにするためです。</p> <p><b>【事務局】</b></p> <p>・物価高騰等があり最低制限を上げたいというところがあったため、92%から少しでも下げないような取扱いをするためです。</p> <p><b>【事務局】</b></p> <p>・ケースについては各市の取扱いをいろいろ協議して決定しております。今は県の取扱いも少し変わってきております。そういう状況を見ながら今後も、本市におけるランダム係数の在り方について検討していきたいと考えております。</p>
--	--

**【質疑内容②】**

・建設コンサルタント等業務の最低制限設計価格は設計金額の80%とされているが、入札の多くは90%中ばでの競争となっており最低制限価格はあまり意味をなしていない。理由は何か。

**【委員】**

・直接ではないかもしれないが、ランダム係数のところがコンサルについても若干上がっている。ただ、全体を見ると、コンサルの場合はランダム係数とかなり乖離したところで応札されている。今回、最低制限価格はどのくらいにあがったのか。

**【委員】**

・75%から80%に引上げてあるが、ランダム係数の変更とかもほとんど関係ない90%ぐらいのところに応札されている。これはどう考えたらいいのか。建設工事の場合、最低制限価格のところを競ったりしている。

**【委員】**

・コンサルの場合、技術者が足りないのか。

**【委員】**

・本当に取ろうとした場合、今回のように競ってい

**【事務局】**

・原因としては、技術者の高齢化や若手入職者の伸び悩みなどから、人手不足が常態化したことにより、受注意欲が低下し、競争性が発揮されず、落札率も高くなったと推測されます。

**【事務局】**

・75%から80%に上がりました。

**【事務局】**

・コンサル関係も、技術者の高齢化や、若手の入職者の伸び悩みなど人手不足があると思われます。そのために受注意欲が低下して競争性が働かなくなり、落札率が高くなっているというのが現状にあるのではと思われます。技術者がいるところは落札意欲も高いため落札率も下がってくるでしょうが。コンサルの技術者の現状によって、こういう率が出てきているのではと推測されます。

**【事務局】**

・手持ち工事等色々あるため必要な部分を選んでいるのではないかと考えられます。

る。何でこれだけ競って取ろうとしたのかよく分からないが。

**【委員】**

・どういう状況かちょっとわからないが、普段は95%ぐらいで応札されるのが常識になっている。あえて下げてまで取らないという、業界としてもそういう暗黙の了解があるのではないか。

**【委員】**

・特に、競ってでも取ろうと思わなければ、90%から95%の間ぐらいで応札しておくというのがあるのかと思ってしまう。

**【事務局】**

・コンサルは県内全体的に高い状況です。

**【事務局】**

・今回最低制限価格を上げるに至った経緯としては、業界からも要望書が上がったりしていましたが、県の方にも最低制限価格の見直しや、そういう要望もあっているようです。